



学校再開に向けた ガイドライン

刈谷市教育委員会

出欠席の留意事項

- 保健所から児童生徒が新型コロナウイルスの感染者又は、濃厚接触者と特定された場合は、出席停止とする。
- 体調不良により、登校を控える場合は、忌引き等（感染を疑う症状）とする。
- 学校に既に報告済みの喘息などの持病を理由にして、登校を控える場合は、忌引き等（持病による感染防止）とする。
- 新型コロナウイルスに感染することを避けるために、健康状態が良好であっても登校を控える場合は、出席の取り扱いについて所属学校の校長と相談する。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



児童生徒及び教職員が感染者、 又は濃厚接触者として特定され た場合の対応

□教職員及び児童生徒が感染した場合

①保健所の指示を受け、特定された感染者が教職員の場合は、2週間の療養休暇を取得させる。児童生徒の場合は、2週間の出席停止として、当該校の臨時休業の措置はとらない。

②保健所の指示を受け、感染者が完全に特定できない場合は、当該校は、2週間を目処に臨時休業又は、臨時休校とする。

※特別支援学校の児童生徒の個別事情は配慮

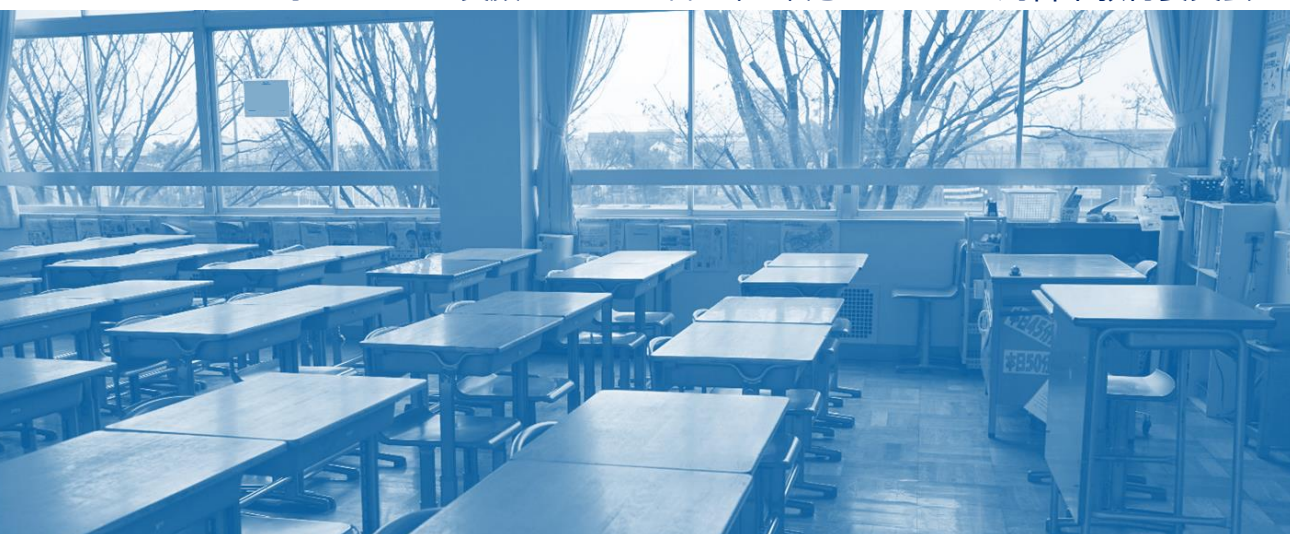
□教職員及び児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

①保健所の指示を受け、特定された濃厚接触者が教職員の場合は、2週間の出勤困難な場合の特別休暇を取得させる。児童生徒の場合は、2週間の出席停止として、当該校の臨時休業の措置はとらない。

②保健所の指示を受け、濃厚接触者が完全に特定できない場合は、当該校は、2週間を目処に臨時休業又は、臨時休校とする。

※特別支援学校の児童生徒の個別事情は配慮

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



登校前・登校時

□ 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を取るようにする。

□ 児童生徒、教職員とも、毎朝、検温や健康状態の確認を行う。熱症状や強い倦怠感、咳が出る、喉に異常を感じる、嗅覚・味覚に異常を感じる場合は、登校、出勤を控える。

□ マスクを着用する。マスクの色や形、素材については、限定しない。

※参照資料1 「正しいマスクの付け方」

□ 検温結果や健康状態について検温カードに記入する。

□ 通学班など、複数の人数で登校する際は、社会的距離1 m程度離れることを意識する。

□ 登校したら、教室に入る前に手洗いを行う。

※参照資料2 「正しい手の洗い方」

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



学校生活①

□登校時、昇降口で教職員が、検温、健康状態について確認する。家庭で検温できなかった場合は、学校で検温する（接触型体温計は使用後消毒する）。

□朝の会で教職員が検温カードを回収する。

□マスクの所持を確認する。マスクのない児童生徒には学校のを渡す。

※参照資料1 「正しいマスクの付け方」※参照資料3 「咳エチケット」

□手洗い（顔洗い、うがい）を行う時間を、2時間程度ごとに確保する。手洗い場に多くの人が集まらないように時間を分けて設定する。

※参照資料2 「正しい手の洗い方」

□換気は、こまめに行う。 ※4参照資料「換気・消毒マニュアル」

□手すり、ドアノブ、スイッチなど触れる機会が多い箇所は定期的（朝、昼、夕）に消毒する。

※参照資料4 「換気・消毒マニュアル」

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



学校生活②

- 当面の間、全校児童生徒が集まる全校集会や50名以上集まる学年集会等を行わない。
- 当面の間、授業は黒板の方向を向く形で行い、グループ学習等の活動を行わない。
- 教室内で互いに1m程度の距離をとれるように座席を離す。
- 学校行事については、行動制限が出ている期間、原則延期または中止とする。
- トイレ掃除は、教職員が行い、定期的に消毒する。
- 偏見や差別のないように、学校生活の中で、児童生徒の「心の教育」「心のケア」を行う。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



給食・食事

- 教職員、児童生徒ともに手洗いを徹底する。
※参照資料4「換気・消毒マニュアル」
- 喫食時以外は、マスクを着用する。
- 担任は原則、配膳の場に立ち会い、児童・生徒の様子を見守る。
- 児童生徒は給食当番を行う前に、健康状態（発熱、せき、下痢、腹痛、嘔吐等の有無）を担任に報告する。
- 当番の体調が悪くなった場合は交替する。交替した児童生徒も、白衣、エプロン、三角巾を使用する。
- 必要以上の会話をせずに配膳、喫食する。
- 換気は、こまめに行う。
※参照資料4「換気・消毒マニュアル」
- グループは作らず、前を向いた状態の席で喫食する。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



部活動

※部活動については、学校再開時には実施しない。状況を見て再開の判断をし、家庭に通知する。

□児童生徒及び家庭に以下のことを依頼する

- ①児童生徒の検温や健康状態を確認し、熱症状、強い倦怠感がある場合や、咳が出る、喉に異常を感じる場合などは、自宅で休養する。
- ②登校後、手洗い、うがい、顔洗いを実施した後に活動する。活動後も同様とする。
- ③可能な範囲でマスクを着用し、咳エチケットを意識し、飛沫感染を防ぐ工夫をする。
- ④多数の児童生徒が一カ所に集まる時間は、極力短時間とする。
- ⑤大声を出すことはしない。ハイタッチや握手等、直接、触れ合う動作は避ける。
- ⑥複数人数が集まって活動することはしない。個別に間隔を確保する。
- ⑦部室の使用は、極力短時間とするため、交替で使用する。

□顧問は以下のことに留意する

- ①指導前の検温を行い、熱症状、強い倦怠感がある場合や、咳が出る、喉に異常を感じる場合などは、自宅で休養する。
- ②出勤後、手洗い、うがい、顔洗いを実施した後に活動する。活動後も同様とする。
- ③可能な範囲でマスクを着用し、咳エチケットを意識し、飛沫を飛ばさない工夫をする。
- ④活動中の児童生徒の体調の変化等に特に留意する。
- ⑤握手やハイタッチ等、児童生徒に直接触れないようにする。
- ⑥児童生徒が使用する施設や道具等、直接触れるドアノブ、手すり、スイッチなどを、適宜消毒し、衛生環境に配慮する。また、道具の共用は可能な限り避けるようにする。
- ⑦十分に換気ができている状態で活動させる。
- ⑧複数人数が集まる活動はさせない。個別に間隔を確保させる。
- ⑨部ごとに連携して、活動時間に差を設け、同時に活動する人数を少なくする。
- ⑩活動時間を短時間にするための工夫をする。（土日のどちらか1日4時間以内、祝日も同様）

参照資料

※1 「正しいマスクの付け方」



※2 「正しい手の洗い方」

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- 爪は短く切っておきましょう
- 時計や指輪は外しておきましょう



石鹸で洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

※3 「咳エチケット」

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する (口・鼻を覆う) ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う 袖で口・鼻を覆う

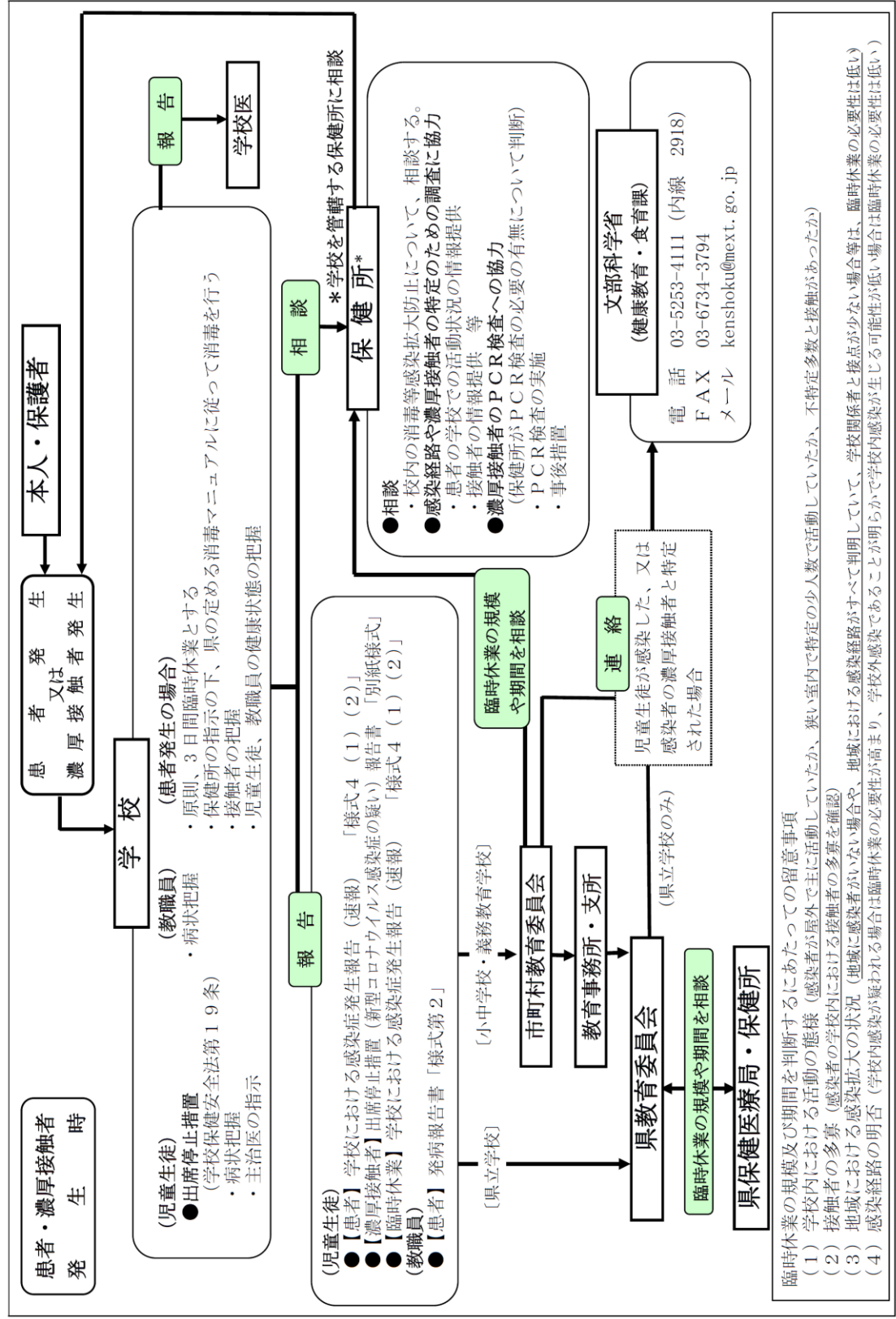
※4 「換気・消毒マニュアル」

時間	換気	消毒	その他（マスク・検温・手洗いなど）
登校前	<p>○教員が教室・廊下の窓、天窓を開けて換気をする。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）</p> <p>※寒い場合は、暖房をつける。また、上着の着用を認める。</p> <p>○教員が教室のドアは開けておき、児童生徒は触らない。</p>	<p>○教員が、教室やトイレなど、特に児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について消毒液を使用して拭く。</p> <p>※1日のうち、2回消毒液を使用して拭く。</p> <p>○電気のスイッチは、教員以外原則触らない。</p>	<p>○児童生徒、教員はマスクを必ず着用する。</p> <p>※学校では、常時マスクを着用する。</p> <p>○児童生徒、教員は検温カードに体温、嗅覚・味覚異常など体調について記録して登校、出勤する。</p> <p>※児童生徒は検温カードを担任に提出する。</p> <p>※教員は、校長に提出する。</p> <p>○児童生徒は、ハンカチやタオルを2枚持参する。</p> <p>※ハンカチやタオルの貸し借りはしない。</p> <p>○児童生徒は、入室前に、手洗い（顔洗い）をする。</p> <p>※少なくとも2時間に1回は行う。</p> <p>※複数の児童生徒が蛇口を使用している場合は、うがいはいはしない。</p> <p>※蛇口を開めるときは、ハンカチやタオルを使用する。</p> <p>※教員は児童生徒へ正しい手洗いの仕方を指導する。</p> <p>○登校するときは、十分な間隔（社会的距離1m）をとる。</p> <p>小学校は一列で並んで登校する。</p>
授業	<p>○教員が教室の対角線上に2か所窓を開ける。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）</p> <p>※必要に応じて、エアコン、扇風機を併用する。</p>	<p>○教員は共用の教材、教具、情報機器などを水拭きか消毒をする。（水拭きや消毒できる物に限る。）</p> <p>○特別教室で授業を行った後は、机を水拭きする。</p> <p>○特別教室等の鍵は、教員以外原則触らない。</p>	<p>○児童生徒は、共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗いをする。</p> <p>○児童生徒は、多数の児童生徒が利用している特別教室で授業を行った場合は、授業後、手洗いをする。</p> <p>○児童生徒は、机の間隔（1m程度）をなるべく開ける。</p> <p>※向かい合わせの学習は避ける。</p> <p>※近距離での会話はしない。</p>
放課	<p>○教員が教室・廊下の窓、天窓を開けて換気をする。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）</p>	<p>○長い放課では、教員は児童が利用する遊具・ボールなどを水拭きか消毒をする。それができない場合は使用しない。</p> <p>○密集する遊びや、息が上がるような遊びはしない。</p>	<p>○放課に児童生徒、教員は手洗いをする。</p> <p>○長い放課では、児童生徒は手洗い（顔洗い）をする。</p> <p>※複数の児童生徒が蛇口を使用している場合は、うがいはいはしない。</p>
給食	<p>○教員が教室の対角線上に2か所窓を開ける。</p> <p>（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）</p> <p>※必要に応じて、エアコン、扇風機を併用する。</p>	<p>○給食前に児童生徒、教員は石けんで手を洗い、消毒液を使用して手指を消毒する。</p> <p>○給食前後に机を水拭きする。</p>	<p>○給食当番は、白衣やエプロン、三角巾（赤白帽子）を着用する。</p> <p>※白衣は自分で洗う。</p> <p>※当番は必ず白衣などを着用する。</p> <p>○児童生徒は、授業の隊形で給食を食べる。</p>
清掃	<p>○教員が掃除場所の窓を開ける。</p> <p>（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）</p>	<p>○教員が、教室やトイレなど、特に児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について消毒液を使用して拭く</p> <p>※1日のうち、2回消毒液を使用して拭く。</p>	<p>○トイレ掃除は、教員が行う。</p> <p>○児童生徒は、掃除後、手洗いをする。</p> <p>※複数の児童生徒が蛇口を使用している場合は、うがいはいはしない。</p>
部活動	<p>○教員が活動場所の窓を開ける。</p> <p>（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）</p>	<p>○教員は用具などを水拭きか消毒をする。（水拭きや消毒できる物に限る。）</p>	<p>○児童生徒は密集せずに距離を取って行う活動をする。</p> <p>○活動後は、手洗いをする。</p> <p>※複数の児童生徒が蛇口を使用している場合は、うがいはいはしない。</p>
下校後	<p>○教員が換気のために開けていた窓、ドアを閉める。</p>	<p>○教員が、教室やトイレなど、特に児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について消毒液を使用して拭く。</p> <p>※1日のうち、2回消毒液を使用して拭く。</p>	<p>○下校するときは、十分な間隔（社会的距離1m）をとる。</p> <p>小学校は一列で並んで下校する。</p>

※公立学校における新型コロナウイルス感染症の対応 フローチャート 愛知県版

愛知県版 (令和2年4月2日作成)

公立学校における新型コロナウイルス感染症の対応 フローチャート



臨時休業の規模及び期間を判断するにあたっての留意事項

- 学校内における活動の様態(感染者が屋外で主に活動しているか、狭い室内で特定の少人数で活動していたか、不特定多数と接触があったか)
- 接触者の多寡(感染者の学校内における接触者の多寡を確認)
- 地域における感染拡大の状況(地域に感染者がいない場合や、地域における感染経路が高まり、学校外感染であることが明らかで、学校内感染が生じる可能性が低い場合は臨時休業の必要性は低い)
- 感染経路の明否(学校内感染が疑われる場合は臨時休業の必要性が低い場合、学校外感染であることが明らかで、学校内感染が生じる可能性が低い場合は臨時休業の必要性は低い)

※ 海外から帰国した児童生徒等への対応については、「新型コロナウイルス感染症に起因して海外から帰国した児童生徒等への対応について」(令和2年3月26日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長等通知)に従い、対応してください。ただし、文部科学省から最新の情報が提供されますので、文部科学省のホームページで最新の通知を確認するようにしてください。